

## 西之表市と防衛省との協議の場報告 (4)

住民の不安や期待に関する事柄を整理し、判断の材料とするため、2月28日(月)から「西之表市と防衛省との協議の場」を開催しています。4月19日(火)に第5回協議の場を開催しましたので、概要をご報告します。

### 第5回協議の場

【日時】令和4年4月19日(火) 13:30から

【場所】西之表市役所

【概要】(以下市=西之表市、防=防衛省)

「馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書について」

**防**: 「馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書」について説明。

**市**: 馬毛島の最も高い標高は、現在、岳之腰の約71mだが、整地後はどの程度になるか。

**防**: 滑走路のエリアが最も高く、30数m程度になる。

**市**: 環境保全措置として実施する緑化について、保安林の区域に限定するものなのか。

**防**: 限定するものではなく、島内の他のエリアも裸地の緑化を実施する計画である。

**市**: 最終的にどの程度緑地が残るのか。

**防**: 改変区域以外の裸地になっている部分も緑化することとしており、10数haを追加で緑化する計画である。

**市**: 揚陸施設で、中種子町で実施している訓練と同様の訓練を実施するものと考えますが、当該訓練で傷んだ芝などをどう復旧するか。

**防**: 供用時の改変区域に含まれない範囲は、土地の利用後の緑化を可能な限り速やかに施工する環境保全措置を講じることとしているが、事後調査の結果を踏まえて専門家等の意

見を聴きつつ、必要に応じ追加の保全措置を講じていくこととなる。

**市**: 対象事業実施区域の全域において何かしらの整備を実施するという事か。

**防**: 当該区域において各種作業を行うが、全てを改変するわけではない。

**市**: 水質について、降雨量はどの程度を予測しているのか。

**防**: 10年に1回の確率で降る可能性のある大雨の降水量で予測、評価している。

**市**: 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量は、市の年間排出量の何%に当たるのか。

**防**: 確認したい。

**市**: 動植物に関する保全措置を講じない場合、生態に影響があるということか。

**防**: 整備を実施する以上、動植物の生態に影響が全くないということはない。そのため保全措置を講じることを前提に評価している。

**市**: 整備後のシカの頭数の見込みはどうか。

**防**: 個体数推移の予測には不確実性が残る。モニタリングを行い、頭数を把握していく。

**市**: 動植物への影響について、不確実性が残るものもあるということだが、絶滅や大きなダメージということも意識しているか。

**防**: 不確実性については、具体の値を見込みにくいものに対する表現であり、絶滅を視野に入れているものではない。

**市**：特徴的な保全措置はあるのか。  
**防**：例えば、一般的な工事よりもシカの保全措置を講じていると考えている。  
**市**：土砂は1か月当たり1mm堆積していくと思うが、藻場に影響があるのではないか。  
**防**：台風による海底面の擾乱など、気象・海象等によって堆積が解消されることもあり、一概に毎月1mm堆積するものではない。  
**市**：ナガラメや藻場への影響があるのではないかと感じる。  
**防**：予測の前提は、1か月の間浮遊物質量が同じ場所で継続して負荷され続けた場合の結果であり、実際は工事の進捗に合わせ移動するため、1か月当たりの堆積量は小さくなる。  
**市**：第4回の協議の場で、同時に2機飛行する様子を見たが、1機より音は大きく感じた。FCLPの際は上空で複数の機体が旋回するが、それも加味して騒音を予測しているか。  
**防**：同じ音が2つ重なった場合でも、1つの場合と比べて3dBしか増えない。6機が旋回したとしても、距離があるため、それらの重なりによる影響は大きくない。  
**市**：複数機が同時に飛行した場合、一定の距離を取ると思うので、示された飛行経路の大きく外側を飛ぶのではないか。  
**防**：お示した飛行経路を飛行する。  
**市**：馬毛島と種子島の間は海しかなく、音が伝わりやすいとの声がある。騒音の伝搬予測はこのような地理条件を踏まえたものか。  
**防**：予測に当たっては、地面の吸収による減衰を考慮せず評価している。  
**市**：最も島に近いルート（南西の風のルート）はどの程度飛行するのか。また、他のルートはどうか。  
**防**：例年FCLPを実施する5月の風向きの場合、南西の風のルートは2%、北西の風のルートは47%、南東の風のルートは40%、北東の風のルートは5%である。

**市**：港湾施設の影響は評価しているのか。  
**防**：水質、底質、流況などは港湾施設の存在を含めて予測、評価を行っている。  
**市**：鹿児島県知事意見に配慮したとあるが、具体的にどの項目か。  
**防**：例えば、大気質の調査地点の追加、ベンゼン等の調査項目の追加を行っている。  
**市**：県知事意見52項目は全て反映したか。  
**防**：内容に応じ対応している。準備書4章に事業者見解とどう対応したかを示している。  
**市**：保全措置の結果を公表するのか。  
**防**：事後調査結果を事後調査報告書により公表することとしており、保全措置の結果も当該報告書に記載する。

#### 「管理用道路（外周道路）の工事について」

**防**：資料に基づき、「管理用道路（外周道路）の工事」について説明。  
**市**：令和4年度予算において、管理用道路工事に関するものは含まれているのか。  
**防**：管理用道路工事は、令和2年度に契約している。令和4年度予算に歳出化経費が計上されている。  
**市**：島全体に縄文時代の遺物（津波石）などが残っている。工事の際にそれらが見つかった場合には調査をさせていただきたい。  
**防**：文化財保護法等に基づき適切に対応する。  
**市**：工事中に埋蔵文化財が見つかった場合、市と県のどちらに連絡が入るか。市から県教育委員会に事前に相談した方がよいか。  
**防**：確認したい。  
**市**：最終的な管理用道路は埋蔵文化財包蔵地と重なるのか。  
**防**：重ならないよう計画している。  
**市**：造成はどの程度あるのか。  
**防**：図示した暫定的な管理用の砂利道については、特段造成を要しない。

## 馬毛島の管理用道路（外周道路）に対する環境の保全の見地からの意見

管理用道路については、環境影響評価の対象外となっていますが、4月19日（火）、防衛省が、馬毛島での「管理用道路（外周道路）の工事について」の資料を公表し、その中で「管理用道路（外周道路）の工事における自主的な環境保全措置」が示されました。

これに対して県から、環境の保全の見地からの市長意見を求められており、令和4年5月16日付で県知事へ提出しました。その概要についてご報告します。

### ■防衛省が公表した「管理用道路（外周道路）の工事における自主的な環境保全措置」

| 実施時期   | 対象種                          | 自主的な環境保全措置   |
|--------|------------------------------|--|
| 工事前に実施 | 両生類・爬虫類・陸産貝類                 | 道路工事区域内で確認した移動能力の低い重要な種の移動                                     |
|        | オカヤドカリ類                      | 道路工事区域内で確認したオカヤドカリ類の移動、進入防止柵の設置                                |
| 工事中に実施 | 鳥類                           | 繁殖期の営巣地周辺での工事配慮（営巣地から見通せる場所の工事回避等）                             |
|        | ウミガメ                         | 産卵・ふ化期に産卵場所付近での工事を避ける  |
|        | 淡水魚類・甲殻類                     | 管等を埋め込み、水路を確保し、河川と海域の接続性を確保                                    |
|        | 哺乳類・昆虫類（陸域・水域）・淡水産貝類・その他底生動物 | 管等を埋め込み、水路を確保し、河川の連続性を確保<br>見通しの悪い場所でのシカと工事車両との接触注意等           |
|        | 植物類                          | 生育環境の保全（工事区域以外の改変・立入制限等）                                       |
| その他    |                              | 生息・生育・営巣環境の保全（工事区域以外への立入制限等）、低騒音型建設機械の使用、保全措置や重要種について工事関係者への周知 |

### ■馬毛島の管理用道路（外周道路）に対する環境の保全の見地からの市長意見（概要）

#### 〔工事の概要〕

- ・管理用道路（外周道路）の整備目的として「島内巡回警備」とあるが、警備対象は馬毛島基地（仮称）で計画されている飛行場及び関連施設等の警備が想定される。その場合、「管理用道路（外周道路）の整備事業」も「馬毛島基地（仮称）建設事業」の一部として考え、環境アセスメントの対象とすべき。
- ・南部の高坊地区の海岸林には、日本の北限に当たるオオハマボウ群落があり、これらを破壊しない道路敷設をすること。
- ・西部の森林が減少すると、地域植物群落の安定性やシカの休息地の減少が懸念されるので、影響が少ない道路敷設をすること。
- ・対象地域においては重要な地形及び地質が分布しているとの指摘があることから、調査項目として選定し、有識者の意見を踏まえた

形で調査を行うこと。

- ・切土面、盛土面の土壌侵食対策を示すこと。また、周辺海域への土砂流出対策をし、漁業活動に影響が生じないようにすること。

#### 〔工事における自主的な環境保全措置〕

- ・個体の改変予定区域外の移動について、具体的な手法を示すこと。
- ・「両生類」、「爬虫類」において、改変区域外の水辺環境の場所を示すこと。また、水辺環境が存在しない場合、どのような手法で水辺環境を確保していくのか示すこと。
- ・「両生類」、「爬虫類」、「陸産貝類」の保全措置内容について、具体的な手法等を示すこと。改変後の地形等の変化により、移動後の水辺環境が消滅する可能性も否めないことから、その対策も具体的に示すこと。
- ・「両生類」、「爬虫類」、「陸産貝類」、「鳥類」に関して、工事関係者の現場での具

体的な対応の内容を示すこと。また、個体発見時の対応として、工事関係者向けに講習会を設けること。

- ・オカヤドカリ類の保全措置に関して、砂利道及び最終的なアスファルト舗装の規模と構造、道路際の形状、侵入防止柵の工事完了後の取扱いについて、詳細な説明と影響評価を行うこと。

- ・淡水魚類・甲殻類（両側回遊種）の保全に対する措置として、水路を確保する人工物の構造や埋め込み方法などの詳細を示すこと。

- ・外来種対策として、芝等、植生をする場合、外来種の播種は避けること。

- ・準備書中にゲッキツが示されているが、これまで自生が確認されておらず、詳しい調査が必要である。

**〔埋蔵文化財や歴史・自然・民俗・文化に係る調査に関すること〕**

- ・県や市、学識団体等を交えた形での現地調査をすること。なお、学識団体及び有識者からの調査参画について積極的に応じること。

- ・埋蔵文化財分布調査を実施すること。

- ・埋蔵文化財包蔵地について、地図の明示を行うこと。（埋蔵文化財包蔵地に係る情報を共有し、工事中発見の措置や手続きについても措置の中に入れること）

**葉山漁港の浚渫等に関する経緯**

昨年12月に、防衛省から提出された、「葉山漁港区域内の浚渫工事」に関する協議書について、本年3月29日に、防衛省に対し、協議書に対する「異存のない旨の回答書」を提出しています。このことについては、漁協側の「葉山漁港の水深が干潮時1mと浅く、出入りの際、座礁する危険性があり、今後漁船等が安心して出港入港ができるよう、漁船の安全を確保するため、浚渫は必要である」旨の意向を踏まえ、検討を行った

結果、漁港管理者として漁業者等の安全確保の観点から判断したものです。

■経緯

| 日付          | 内容   |
|-------------|--|
| R3. 4. 15   | ○漁協から「葉山港の浚渫と陥没岸壁の修繕」陳情書が提出される。  |
| R3. 4. 21   | ○建設課、馬毛島にて現地調査<br>・航路、泊地とも-1.5mの水深は確保されている。<br>・陥没箇所には安全対策を行ったうえで、補修については今後検討する。   |
| R3. 5. 10   | ○漁協に対し陳情等処理結果通知<br>・上欄の2点を通知   |
| R3. 8. 4    | ○漁協から、再度、浚渫は安全航行に必要であるため、漁港管理者として市から防衛省に対して依頼して欲しいと、要望書が提出される。   |
| R3. 8. 25   | ○漁協に対し、陳情等処理結果通知<br>・環境影響評価に対し意見を提出し、対応を求めている段階であり、要望を出すことはできない。<br>・漁協からの要望書は、写しを防衛省へ送付することとした。（同日付送付）                      |
| R3. 9. 6    | ○防衛省から、管理用道路等の整備工事において当該要望事項を実施すること及び漁協管理者として工事の必要性を認識し、今後、工事を実施するにあたって所要の協力をいただけることと理解している旨、及びこれに意見がある場合は、9/9までに頂きたい旨の文書を受領 |
| R3. 9. 8    | ○防衛省に対し、漁協の要望書に関して、市から意見しない旨、決定  |
| R3. 11. 12  | ○防衛省から「海底の土地土石採取に係る鹿児島県への申請手続に伴う意見書について（照会）」を受領  |
| R. 3. 12. 2 | ○防衛省から既設岸壁の陥没箇所の床版の撤去についての協議書及び既設岸壁の陥没箇所の修復についての協議書を受領   |
| R3. 12. 16  | ○防衛省から葉山漁港区域内の浚渫工事に関する協議書を受領   |
| R3. 12. 28  | ○市から防衛省に対し「岸壁陥没箇所の床版撤去」を行ってよい旨の協議回答書を送付  |
| R4. 1. 24   | ○市から防衛省に対し「陥没箇所の修復」を行ってよい旨の協議回答書を送付  |
| R4. 2. 2    | ○防衛省に対し葉山漁港の浚渫工事に関する質問書を提出<br>①幅員が34m必要な理由、②航路の出口方向変更が必要な理由、③漁業補償  |
| R4. 2. 16   | ○防衛省から「葉山漁港に関する質問書に対する回答について」を受領   |
| R4. 3. 29   | ○防衛省に対し、協議書に対する「異存のない旨の回答書」を送付   |
| R4. 3. 31   | ○防衛省に対し、浚渫に伴う土石採取に係る意見書を提出<br>①水産資源保護の対策、②漁業活動への配慮、③事故防止対策   |